

地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を進めていくため、地域医療勤務環境改善体制整備事業を行う事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「地域医療勤務環境改善体制整備事業」とは、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境の改善に取り組んでいると知事が認める医療機関が行う、医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業をいう。
- (2) この要綱において「事業者」とは、県内の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院）及び診療所（同法第1条の5第2項に規定する診療所）の開設者をいう（但し、当該事業実施期間において診療報酬の地域医療体制確保加算を取得している場合を除く。）。
- (3) この要綱において「特別な役割」がある医療機関とは、次のいずれかを満たす医療機関をいう。
 - ア 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件以上2000件未満であり、2次救急又は3次救急を提供する医療機関
 - イ 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関
 - (ア) 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、2次救急又は3次救急を提供する医療機関
 - (イ) 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関
 - ウ 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関
 - (ア) 急性期・高度急性期病棟を持つ総合周産期医療センター又は地域周産期医療センターの指定を受ける医療機関
 - (イ) 提供する医療の大半が小児医療であり、かつ小児救急医療を行う病院
 - (ウ) 「精神科救急医療体制整備事業」における精神科救急医療施設に指定され、夜間・休日の措置入院及び緊急措置入院の対応を年間12件以上行っている精神科医療機関
 - (エ) 診療報酬の超急性期脳卒中加算の算定が年間25件以上の医療機関
 - (オ) 急性心筋梗塞等に対する治療件数が年間60件以上の医療機関
 - (カ) その他、高度のがん治療を専門に行っている医療機関のうち急性期・高度急性期病棟を持つ医療機関、移植医療等の極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関、児童精神科を行う病院等
 - エ 在宅医療において特に積極的な役割を担う、機能強化型在宅療養支援診療所の単独型または機能強化型在宅療養支援病院の単独型（特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（令和2年3月5日付け保医発0305第3号）別添1「第9」の1（1）に規定する在宅療養支援診療所または「第14の2」の1（1）に規定する在宅療養支援病院）

(4) この要綱において「過酷な勤務環境の改善に取り組んでいる」医療機関とは、次に掲げる要件を全て満たす医療機関をいう。ただし、他の医療機関へ医師派遣を行うことによってこの要件に該当する医療機関については、ウの要件を適用しない。

ア 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置していること。

イ 月の時間外・休日労働が80時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定していること。

ウ 労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。

エ 2024年までに、医療法第113条に定める特定地域医療提供機関の指定を予定している医療機関（特定地域医療提供機関に求められる医療機能を満たす医療機関に限る。）については、特定地域医療提供機関対象業務に従事する医師の、年の時間外・休日労働時間が1860時間以下、それ以外の医師の年の時間外・休日労働時間が960時間以下、前記以外の医療機関については、年の時間外・休日労働時間が960時間以下となるよう留意し、当該医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成していること。

オ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

第3 補助の対象及び補助率（額）

次の表に掲げるとおりとする。

補助の対象		補助率（額）	
補助対象経費	補助基準額		
地域医療勤務環境改善体制整備事業に要する経費	病床機能報告により県へ報告している稼働病床数（療養病床を除く。精神科救急を根拠とする医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の稼働病床数、児童精神科を根拠とする病院の場合は児童精神科病床数とする。）に133千円 （令和2年度に当該補助金を活用していない医療機関については、令和3年度に限り266千円）を乗じて得た額とする。ただし報告している病床数が20床未満の場合は20床として算定する。	資産の形成に繋ぐと知事が認める事業	その他の事業
		9/10	10/10
		補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に補助率を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）とする。	

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 経費所要額調（様式第3号）
 - エ 収支予算書（様式第4号）
 - オ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとするとき（ただし、軽微な変更を除く。）
 - イ 補助事業に要する経費の配分を変更しようとする場合で、事業費の額の20パーセントを超える変更をしようとするとき。
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた年度）終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

- 提出書類 各1部
- ア 変更承認申請書（様式第5号）
 - イ 変更事業計画書（様式第2号）
 - ウ 変更経費所要額調（様式第3号）
 - エ 変更収支予算書（様式第4号）

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書（様式第6号）
 - イ 事業実績書（様式第2号）

- ウ 経費所要額精算書（様式第3号）
- エ 収支決算書（様式第4号）
- オ その他知事が別に定める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して10日を経過した日（第5の(1)のイにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して10日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第7号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。）には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第8号）により別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和3年度分の補助金から適用する。